

津島市地域公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、津島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (3) 市民又は旅客を代表する者
- (4) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 愛知県津島警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 市長又はその指名する職員
- (10) その他交通会議の運営上必要と認められる者
- (11) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、津島市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

(役員)

第4条 交通会議に会長を置き、交通会議を主宰する市長の指名する職員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、市長が招集する。

- 2 交通会議においては、会長が議長となる。
- 3 交通会議は、その構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、書面により協議し、議事を決することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。
- 7 第3項及び第4項の規定に関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。
- 8 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

（守秘義務）

第6条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、その誠実な実施に努めるものとする。

（部会）

第8条 第2条各号に掲げる事項について調査、検討等を行うため、必要に応じて交通会議に部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

（庶務）

第9条 交通会議の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる交通会議の会議は、第5条第1項の規定にかか

わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。